

平成 23 年 7 月 19 日

## 問合せ先

総合政策局海洋政策課

海事局安全基準課

代表 03-5253-8111

海洋政策渉外官 丸田 (3 関係)

内線 24362 直通 03-5253-8266

国際基準調整官 大坪 (2 関係)

内線 43902 直通 03-5253-8636

専門官 塩入 (1、4 関係)

内線 43925 直通 03-5253-8636

## 国際海事機関(IMO)第62回海洋環境保護委員会(MEPC62)の開催結果

IMO 第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) が 7 月 11 日から 15 日までロンドンのIMO本部で開催されました。船舶の温室効果ガス (GHG) 削減対策 (船舶への燃費基準の導入等) について、日本が主導的な立場で作成した船舶への燃費規制を導入する海洋汚染防止条約 (MARPOL条約) 附属書VI改正案が採択 (別途結果報告しています。) された他、以下の主要事項について審議がなされました。

1. 船舶からの NOx (窒素酸化物) 排出削減のための機器を認証する仕組みの審議と採択
2. 安全で環境上適正なシッパーサイクル (船舶の解体) に関するガイドラインの審議及び採択
3. MARPOL 条約附属書改正の採択
  - ・ MARPOL 条約附属書 V (船舶からの廃物による汚染の防止のための規則) の改正
  - ・ MARPOL 条約附属書 IV (船舶からの汚水による汚染防止のための規則) の改正
  - ・ MARPOL 条約附属書 VI (船舶からの大気汚染の防止のための規則) の改正
4. バラスト水管理規制条約の円滑な実施に関する審議

7 月 11 日から 7 月 15 日まで、ロンドンの IMO 本部において、国際海事機関 (IMO) 第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) が、日本を含む 93 の国及び地域並びに 67 の機関からの参加により開催されました。日本からは国土交通省、環境省、水産庁、(独)海上技術安全研究所その他関係海事機関・団体から成る約 50 名の代表団が出席し、日本の意見反映に努めました。今次会合における審議結果の概要は以下のとおりです。

## 1. NOxテクニカルコードの改正及びSCR認証ガイドラインの審議

## (1)経緯・背景

MARPOL 条約附属書 VI では、船舶からの窒素酸化物 (NOx) の排出を規制しており、当該規制に適合するためのエンジンの技術基準及び認証方法については、「NOx テクニカルコード 2008」において規定されています。

NOx の排出規制については、段階的に規制を強化することが合意されており、2016 年 1 月 1 日以後に建造される船舶に搭載されるエンジンは、排出規制区域 (通常の海域に比べてより厳しい規制を適用する海域) において、NOx 排出量を現行規制値から 80%削減すること (NOx 3 次規制) が要求されます。

NOx3 次規制を満足するために、選択触媒還元（SCR）脱硝装置に代表される NOx 低減装置をエンジンに外付け搭載することが想定されており、我が国より、SCR の認証方法等を定めた「SCR 認証ガイドライン案」を 2010 年 2 月に開催された第 14 回ばら積み液体・気体小委員会（BLG14）に提案しています。

今次会合では、我が国提案のガイドライン案に基づき、SCR の認証方法について審議がなされました。

## **(2) 審議結果**

我が国は、円滑な SCR の認証を図る観点から、NOx 排出量の船上確認計測については代表的なエンジン及び SCR システムにのみ要求し、類似のシステムについては当該計測を省略可能とすべきであることを主張し、その旨、合意されました。

また、我が国の提案する SCR とエンジンを別々に試験する認証方法についても合意され、当該認証方法を可能とするための NOx テクニカルコード 2008 改正案が承認されるとともに、「SCR 認証ガイドライン案」も採択されました。

## **2. 安全で環境上適正なシップリサイクル(船舶の解体)に関するガイドラインの審議及び採択**

### **(1) 背景・経緯**

2009 年 5 月に「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」（シップリサイクル条約）が採択されました。本条約は、骨子の提案から条約の起草・採択に至るまで、日本が主導したものであり、本条約に付随するガイドラインについても、日本が作成した原案をもとに策定作業が進められてきました。

今次会合では、「船舶リサイクル施設に関するガイドライン」、「船舶リサイクル計画に関するガイドライン」及び「船舶リサイクル施設の承認に関するガイドライン」、及び MEPC60（2010 年 3 月）に採択された「有害物質インベントリ作成ガイドライン」の改正についても審議がなされました。

### **(2) 審議結果**

審議の結果、「船舶リサイクル計画に関するガイドライン※」及び「有害物質インベントリ作成ガイドライン」の改正が採択されました。「船舶リサイクル施設に関するガイドライン」及び「船舶リサイクル施設の承認に関するガイドライン」については、来年 2 月に開催される次回会合（MEPC63）における採択を目指し、日本をコーディネーター（調整役）としたコレスポンデンス・グループ（CG）において引き続き検討することとなりました。

※シップリサイクル条約に基づき、船舶リサイクル施設は、「船舶リサイクル計画に関するガイドライン」に従い、船舶のリサイクル前に当該計画を作成し、リサイクル国の所轄官庁の承認を受ける必要があります。また、当該計画は船舶のリサイクル前の最終検査において旗国主管庁等の確認を受けることとなっています。

## **3. MARPOL 条約附属書改正の採択**

### **3-1 MARPOL 条約附属書 V(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)改正案の審議**

#### **(1) 背景・経緯**

MEPC54（2006 年 3 月）において、国連総会より、海洋ゴミ対策を強化するため MARPOL 条約附属書 V 改正を要請する提案（MEPC54/11/5）が提出され、以降、MEPC において船舶からの廃物の海洋への廃棄を規制する MARPOL 条約附属書 V の改正について検討が進められてきました。MEPC61（2010 年 9 月）

において、船舶からの廃物の投機を「原則的に禁止」するコンセプトの導入等を含む MARPOL 条約附属書 V 改正案が承認され、今次会合において採択のための審議が行われました。

## **(2) 審議結果**

今次会合では、MEPC61 で承認された MARPOL 附属書 V の改正案について、

- ・ 貨物として輸送中の動物死体については、陸上発生廃棄物の海洋投棄を禁止するロンドン条約／ロンドン議定書の要件との関係を考慮しつつ、別途作成するガイドラインにおいて詳細に取り扱いを規定すること、
- ・ 貨物倉の洗浄剤については、環境に悪影響を与えない限りにおいて一定の条件下で排出を認めること、

などの規制内容に係る修正が行われ、当該修正を含む改正案が採択されました。本改正案は、2013年1月1日に発効する予定となっています。

### **3-2 MARPOL 条約附属書 IV(船舶からの汚水による汚染防止のための規則)改正案の審議**

#### **(1) 背景・経緯**

MEPC61において、旅客船からの汚水の排出について、バルト海を他の海域よりも厳しい基準を適用する「特別海域」として指定するためのMARPOL条約附属書IV改正案が承認され、今次会合において採択のための審議が行われました。

#### **(2) 審議結果**

審議の結果、特段の修正なくMARPOL条約附属書IV改正案は採択されました。本改正案は2013年1月1日に発効する予定となっています。なお、本改正案が発効した場合、バルト海において、2016年1月1日以降に建造契約が結ばれる（又は建造が開始される）旅客船については就航日から、その他の旅客船については2018年1月1日から、汚水の排出について特別海域の要件が課されることとなる予定です。

### **3-3 MARPOL条約附属書VI(船舶からの大気汚染の防止のための規則)改正案の審議**

#### **(1) 背景・経緯**

MARPOL 条約附属書 VI では、船舶から発生する NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub>, PM の排出について規制しており、通常の海域に比べてより厳しい規制を適用する海域（ECA）の指定手続きが定められています。

MEPC61 において、米国より、米国カリブ海（プエルトリコ周辺海域）を ECA として指定するための提案がなされ、審議の結果、米国カリブ海を ECA として指定することが合意され、MARPOL 条約附属書 VI 改正案が承認され、今次会合において採択のための審議が行われました。

#### **(2) 審議結果**

審議の結果、米国カリブ海（プエルトリコ周辺海域）を ECA として指定するための MARPOL 条約附属書 VI 改正案が採択されました。本改正案は、2013 年 1 月 1 日に発効する予定となっています。

また、米国・カナダ沿岸 200 海里内の ECA 指定が 2011 年 8 月 1 日と迫っていますが、ECA を通航する船舶に対して低硫黄燃料油の使用を義務づける規制については、ECA の指定日から 12 ヶ月間の適用免除期間が設定されていることから、米国・カナダ ECA については 2012 年 8 月 1 日から、米国カリブ海 ECA については 2014 年 1 月 1 日から適用となることを周知するための MEPC 回章が作成されました。

## 4. バラスト水管理規制条約の円滑な実施

### 4-1 バラスト水処理システムの承認

#### (1) 経緯・背景

バラスト水の移動に伴う生物の移動防止を目的として、2004年2月にIMOにおいてバラスト水管理規制条約が採択されました。同条約では、2009年建造船（バラスト水容量5000m<sup>3</sup>未満）から段階的に一定の生物殺滅性能を有するバラスト水処理システムの搭載等を義務付けています。活性物質（薬品等）を使用するバラスト水処理システムは、IMOの2段階の承認（基本承認、最終承認※）を取得することが要求されています。

※基本承認：活性物質が海洋環境に与える影響等を評価する実験室スケールでの試験結果の承認

最終承認：バラスト水処理システムと活性物質を組み合わせたフルスケールでの試験結果の承認

#### (2) 審議結果

今次会合では 我が国から申請した榊山化学工業研究所「Ballast Water Management System with PERACLEAN® OCEAN (SKY-SYSTEM®)」及びJFE エンジニアリング㈱「JFE BallastAce that makes use of NEO-CHLOR MARINETM」を含む7件に対して基本承認が、また2件に対して最終承認が付与されました。

承認を与えられたシステムは以下のとおりです。

	承認が与えられたバラスト水処理システム名	申請国
基本承認	ERMA FIRST Ballast Water Management System	ギリシャ
	BlueSeas Ballast Water Management System	シンガポール
	Ballast Water Management System with PERACLEAN® OCEAN (SKY-SYSTEM®)	日本
	JFE BallastAce that makes use of NEO-CHLOR MARINETM	日本
	GEA Westfalia Separator Ballast Water Management System	ドイツ
	BlueWorld Ballast Water Management System	シンガポール
最終承認	Samsung Heavy Industries Co., Ltd. (SHI) Ballast Water Management System (Neo-Purimar™)	韓国
	HHI Ballast Water Management System HiBallast (Filter Version)	韓国
	Samsung Heavy Industries Co., Ltd. (SHI) Ballast Water Management System (Purimar™)	韓国

### 4-2 バラスト水処理装置の技術動向のレビュー

#### (1) 経緯・背景

バラスト水管理規制条約では、沖合におけるバラスト水の交換を要求するバラスト水交換基準、バラスト水中の生物を一定数以下とすること要求するバラスト水排出基準が規定されています。バラスト水排出基準を満足するためには、バラスト水処理システムを船舶に搭載する必要があります。

MEPC61 において、バラスト水処理システムの開発状況、当該システムの船舶への搭載に係る課題等

をレビューするため、MEPC62（今次会合）に作業部会を設置することが合意されていました。

## **(2) 審議結果**

審議の結果、適用可能な処理システムが十分に存在するか等について更なる検討の必要性が認められ、次回会合においてもバラスト水管理条約作業部会を設置し、引き続き、バラスト水処理に係る技術動向について検討することが合意されました。

※バラスト水管理条約は、30 か国以上が批准し、その合計船腹量が世界全体の船腹量の 35%となった日の 1 年後に発効することとされております。現時点（2011 年 7 月）で、批准国数は 28 カ国で船腹量は約 26%となっています。

## **5. その他**

今次会合では、BLG15(平成 23 年 2 月)で合意された、船体に付着した生物の移動を最小化するための「船体付着生物管理ガイドライン案」が採択されています。